

家族信託 実務ガイド

ビジネスガイド No.853 2018 May “究極の財産管理ツール”家族信託の実践手法がわかる!
別冊5月号 資産管理、相続・事業承継に携わる専門家のための実務誌 第9号

- 福祉型信託の実情と今後の期待
- 改正「公益信託法」の動向と実務への影響
- **新連載**大切な家族を守るために「実家信託[®]」活用法

特集 ひきこもり、未成年者、障がい者、浪費者 等

福祉型信託の 活用と実務



日本法令[®]

近年ますます増加する「8050問題」

ひきこもり支援と家族信託

チェスナット司法書士法人・行政書士事務所 代表社員

もとき
元木 つばさ
翼

1 ひきこもりとは

ひきこもりとは、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続いている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念」と定義されています（『ひきこもり支援読本』内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室、2011年）。すなわち、ひきこもりとは、病名や診断名ということではなく、あくまで社会との関係が絶たれているという「状態」をいいます。

「発達障害」や「統合失調症」などが潜在しているケースも多いですが、必ずしも精神障害が伴うとは限りません。

ひきこもりは、「本人や家族だけの自助努力だけで解決することは極めてまれ」（『ひきこもり支援読本』）とされていますが、厚生労働省の支援事業である「ひきこもり地域支援センター」（全国の精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等においてひきこもりの相談などを行うもの）など公的な支援体制は十分に

機能していないと指摘されています。

2 ひきこもりの人数は把握できていない！？

2015年に内閣府が行った調査によると、ひきこもりの人数は全国で約54万人と推計されています。

ところが、この調査は、対象を15歳から39歳までに限定したもので、40歳以上の人は含まれていません。ひきこもりの半数は40歳以上であるとする自治体レベルの調査結果も複数存在し、全国の総数は優に100万人を超えるとする専門家もいます。調査対象が限定されているのは、ひきこもりが主にいじめ、不登校、受験や就職の失敗などを原因とする「若者の問題」と捉えられてきたことによります。

そして、より詳細な実態把握の必要性を説く意見や長期化・高齢化を危惧する声などを受けて、内閣府は、2018年度に「40歳から59歳」を対象とした実態調査を行うことを決定しました。早急な実態解明が求められています。

③ 深刻な「親亡き後問題」 ～8050問題とは～

ひきこもりは、年々長期化の傾向が進んでおり、それに伴いひきこもり当事者やその親の高齢化が非常に深刻な問題となっています。このような問題は、「親が80歳代、ひきこもりの子が50歳代」を意味する「8050（はちまるごーまる）問題」といわれ、高齢化・長期化したひきこもりの親亡き後問題の総称として使われるようになりました。

中高年のひきこもりの子を持つ親にとって、「親亡き後」に子はどう暮らしていくかという点はとても切実な問題です。もちろん、我が子が就労し自立することが一番の解決策といえますが、長期化するとその可能性が徐々に低くなってしまうのが現実です。ひきこもりの当事者やその親にとって、8050問題に向き合うためには、ある種の「諦め」が必要となるともいえるので、相談の一歩がなかなか踏み出せない方も多いのが現状です。

また、衰えゆく自分の老後の問題、介護や相続の問題などだけでなく、ひきこもりの子のライフプランなど非常に多くの事柄を総合的に考えなくてはなりませんが、このような多面的な相談に対応できる相談窓口や団体がとても少なく、どこに相談に行けばよいのかわからず、孤立しているケースが増加しています。

④ 「一般社団法人OSDよりそいネットワーク」の取組み

このように深刻化する8050問題の解決を支援するため昨年7月に発足された団体が「一般社団法人OSDよりそいネット

ワーク」(以下、「OSD」という)です。OSDとは「(O) 親が、(S) 死んだら、(D) どうしよう？」の略です。

OSDは臨床心理士、精神科医、社会福祉士、司法書士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、FPなどの専門家で構成されており、親亡き後問題の総合的な支援を行っています。ひきこもり当事者の親から相談を受ける「よりそい相談」、ひきこもり当事者の就労支援や交流支援を行う「よりそいサポート」、各専門家がライフプランニングや財産承継・財産管理を支援する「よりそいネットワーク」の3つの部門に分かれています。なお、私は司法書士として主に財産承継や財産管理の相談を担当しています。

⑤ 「8050問題」支援5つのポイント

「8050問題」の支援を行うためには、次の5つのポイントを抑えることがとても重要です。

1つ目は、本人・家族の支援です。親亡き後問題の対策を開始することは、ある意味ひきこもり状態からの脱却という根本的な解決を諦めることであり、相談者にとってはとても心理的なハードルが高いといえます。そこで、対策と同時並行でカウンセリングや就労支援を行っていくことが重要となります。

2つ目は、ライフプランニングです。収支状況の確認や財産の棚卸しなど現状把握を行い、今後の生活設計を行います。

3つ目は、財産の承継（相続対策）で

トワーク」(以下、「OSD」という)です。OSDとは「(O) 親が、(S) 死んだら、(D) どうしよう？」の略です。

OSDは臨床心理士、精神科医、社会福祉士、司法書士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、FPなどの専門家で構成されており、親亡き後問題の総合的な支援を行っています。ひきこもり当事者の親から相談を受ける「よりそい相談」、ひきこもり当事者の就労支援や交流支援を行う「よりそいサポート」、各専門家がライフプランニングや財産承継・財産管理を支援する「よりそいネットワーク」の3つの部門に分かれています。なお、私は司法書士として主に財産承継や財産管理の相談を担当しています。

ひきこもり支援においても、通常の相続対策や財産管理対策の進め方や留意点と概ね同様ですので、家族信託の扱い手となる士業などの専門家が果たす役割は大きいといえます。しかし、ひきこもり特有の問題もありますのでその点については後述します。

最後に、住まいの確保です。住み替え、建て替えなど親亡き後の住まいをどうするかを検討します。親が介護状態になった場合に備えることも必要です。

以上のように、「8050問題」の支援にあたっては、多角的な視点を持つことがとても重要だといえます。OSD発足後、私も多数の「8050問題」の相談にのりましたが、通常の生前対策業務以上にカウンセラーなど他の専門家との連携や幅広い知識・経験の必要性を痛感しています。

⑥ 「8050問題」と財産承継（相続対策）

ここで、「8050問題」における相続について考察してみましょう。通常の相続問題と比較して、どのような問題が想定されるでしょうか。

(1) 遺産分割協議が事実上不可能となるリスクがある

相続人の中にひきこもり当事者が含ま

れている場合、相続人間で遺産分割協議を行うことが非常に難しくなります。ひきこもりは、自宅の部屋から外出することができない（外出できたとしても外部との接触がない）状態であるのが一般的ですので、他の相続人と遺産をどのように分けるか話し合うことは極めて難しいでしょう。

この点、必ずしも精神障害などで判断能力が低下・喪失している状態とも限らないので、相続人に認知症高齢者が含まれているケースのように法定後見制度を利用して対処することも難しい（そもそも外出が困難で医師の診断を受けることが困難、また往診を行っている精神科医が非常に少ない）といえます。

また、遺産分割調停や審判の手続きを利用することも考えられますが、本人の精神的負担や費用・時間などを考慮すると、避けたほうが望ましいでしょう。

このように、8050問題において相続が発生した場合には、遺産分割協議が事実上不能となるおそれがあります。遺産分割協議が行えないことにより、相続財産が凍結してしまうと、その後のひきこもり当事者の生活資金を捻出することができなくなる可能性が高まります。

(2) 遺言だけでは対策として不十分の可能性がある

通常の遺産分割対策と異なり、遺言を遺したとしても対策として十分とは言いません。

なぜなら、遺言を準備してひきこもり当事者に財産を承継させるとても、不動産の名義変更や金融機関の手続きなどの相続手続を自ら行なうことが難しいからです。遺言執行者を選任したとしても、

ひきこもり当事者の関与が必要となる余地は残りますので、遺言で財産の承継を行うだけではひきこもり当事者の保護として不十分といえます。

また、後述する財産を承継した後の財産管理の面からみても、遺言だけをもって万全の対策とは言い難いといえます。

(3) 他の相続人の心情に配慮する必要がある

親としては自分亡き後の生活を非常に憂慮していますので、ひきこもり当事者にすべての財産を承継させたいと思うのが一般的だと思います。

しかし、遺留分の問題はもちろんのこと、ひきこもり当事者の兄弟は親亡き後自分が親代わりになるかもしれないという不安や、ひきこもり当事者に対する怒りなど複雑な感情を抱いていることが多いので、そういう心情面にも配慮する必要があり、必ずしもすべてをひきこもり当事者に承継させることが良いとは限りません。

7 「8050問題」と財産管理

次に、「8050問題」と財産管理について考察してみます。

(1) 親の財産管理

通常の事案と同様に、認知症の発症などにより判断能力が低下・喪失するリスクが考えられます。

家族信託や任意後見などの事前の対策が施されていないケースでは、法定後見を利用するほかないので、その場合、親が行っていたひきこもり当事者に対する支援が継続できるのかどうかという課題が考えられます。

親が亡くなった後の問題だけでなく、親の判断能力がなくなった後の問題に対してもしっかり準備しておく必要があります。

(2) ひきこもり当事者の財産管理

前述のように、ひきこもり当事者が必ずしも精神障害を抱えているわけではありません。自宅にひきこもり、外部とのつながりが絶たれている状態が続いているだけで、いわゆる判断能力には問題がないケースが多いといわれています。財産管理能力がないというわけではなく、事実上財産管理ができないということになります。

したがって、法定後見制度を利用することにより解決できるとは限りません。仮に、精神障害である可能性があるにしても、上述のように医師の診断を受けることが困難であるため、法定後見の申立てを行うことは容易ではありません。

また、任意代理契約や任意後見契約で対応することも考えられますが、外出や面談が困難であるため契約を締結することは難しいといえるでしょう（任意後見契約が締結できたとしても、任意後見開始時には法定後見と同様の問題が立ちはだかるといえます）。

8 「8050問題」と家族信託

以上のように、「8050問題」における財産承継や財産管理においては、ひきこもり特有の問題が存在します。これらの問題に遺言や成年後見などの既存の制度だけで対応していくのは難しいといわざるを得ません。

よって、柔軟な財産管理・資産承継を

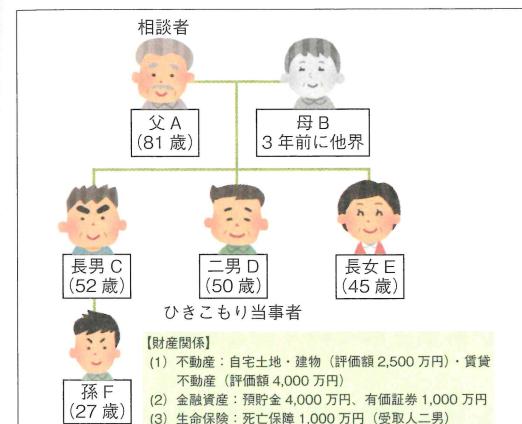
実現できる「家族信託」は、非常に有効なツールといえるでしょう。親が元気なうちに、ひきこもり当事者の兄弟など家族と信託契約を締結しておくことにより、親の判断能力が減退した後の財産管理や親亡き後の資産承継・子の財産管理の問題を解決することが可能となります。

支援スキームとしては、通常の親亡き後問題の支援や障がい者の支援で用いられる家族信託のスキームが参考になります。

9 相談事例

ここで、実際の相談事例を紹介します。

■図2 基本情報



① 事案の概要

相談者は、ひきこもり当事者の二男を持つ父親A（81歳）。Aは元公立高校の社会科の教師。

- Aは昨年自宅で転倒し骨折。その後自力での歩行が徐々に困難な状態になりつつあり、要支援認定の申請を検討している。また、Aの兄が認知症を発症していることもあります。自身もいつか発症するのではないか心配している。
- Aの妻Bは3年前に他界している。

- ひきこもり当事者は、3人兄弟の二男Dであり、50歳、独身、実家でAと同居している。

- Aは親から相続した築30年の賃貸アパートを所有しておりこれを二男に承継させ、今後の収入源にしたいと考えている。

- 長男C、長女Eはそれぞれ結婚し独立している。Cには子どもが2人いるが、Eには子どもはない。

- Aのみならず、C、Eも親亡き後のDの生活を非常に心配しているが、家族で今後のこと具体的に話し合ったことはあまりない。

② 相談のきっかけ

昨年末（2017年12月30日）の朝日新聞の一面で取り上げられた記事をみてOSDに相談することを家族で決めた。相談者であるAは、15年ほど前に自治体の窓口に相談にいったが、親身に対応してくれなかったことがショックでそれ以来どこにも相談していない。

③ 経緯

Dは小さい頃からコミュニケーションを取るのが苦手で、人間関係で悩むことが少なくなかった。大学卒業後、大手自動車メーカーに就職するも、仕事でのミスが重なり、それがきっかけで上司や同僚から叱責される日々が続きわずか1年で退職。その後は転職を繰り返すも、いずれも長続きせず、26歳からひきこもり状態に。現在は食事の時以外は部屋から出てこない状況である。

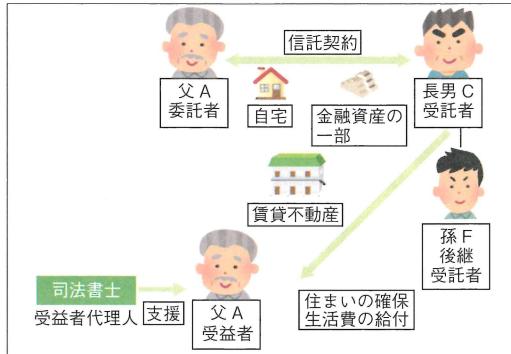
④ 相談内容

- Dの就労支援（OSD相談員対応）
- 親亡き後のDのライフプランニング（OSDのFP対応）

- ・Aの認知症対策・相続対策
- ・A・Dの財産管理

⑤ 支援スキームの概要

■図3 基本スキーム



- ・AとCとの間で、信託財産を自宅・賃貸不動産・金融資産の一部とする信託契約を締結
- ・後継受託者として、Cの子である孫Fを指定
- ・A死亡後は、受益権はすべてDが取得
- ・受益者代理人として司法書士を選任
- ・AおよびDの死亡により信託終了、帰属権利者はCおよびE（既に死亡している場合には、F）
- ・別途、AはEと任意後見契約を締結
- ・保険は、「生命保険信託」に変更

10 おわりに

おそらく皆さんの周りにも、まだ誰にも相談できていない「8050」問題で悩むひきこもり当事者や親がいると思います。私もひきこもり支援を始めてから、OSD経由だけでなく、知り合いや提携先などから多くのひきこもり関連の相談を受けました。子のひきこもりが長期化してくると、親も外部との交流が少なくなってくるといわれています。また、我々が想像している以上に、相談者の方の情報や知識は不足しています。

したがって、非常に有効な解決策となり得る「家族信託」の専門家の役割はとても重要になってくるでしょう。

また、受託者のなり手がない場合の支援やひきこもり当事者の身上監護の問題など家族信託だけでは対応が難しいケースも存在しますので、多くの専門家が支援に取り組み、事例が蓄積されていくことにより、さらに成熟した支援スキームが構築されていくことを願っています。

<一般社団法人 OSDよりそいネットワークとは>

2017年7月に発足したひきこもりの親亡き問題（8050問題）を支援する団体。ひきこもり支援の専門家と士業が総合的な支援を行っている。

昨年末の朝日新聞の一面に取り上げられるなど社会的関心が高く、毎月行っている講演会は満員御礼の状態が続いている。今後は地方にも活動拠点を設けていく予定（現在は東京近郊が中心）。

また、より安定的な支援を実現するため信託会社や信託銀行との連携も視野に入れている。

もと
元木
翼



チェスナット司法書士法人・行政書士事務所代表。一般社団法人 OSDよりそいネットワーク理事。千葉商科大学特別講師。

相続、遺言、後見、家族信託などが専門。終活・相続関連の相談実績は累計1,000件を超える。豊富な経験・事例を基に、“オーダーメイド”の終活・相続対策サービスを展開している。